

【閲覧用】

令和 7 (2025) 年第 8 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 7 (2025) 年 7 月 10 日 (木)				
開催場所	本庁 2F 多目的ホール				
開会	午後 2 時	閉会	午後 2 時 32 分		
議事及び 議決結果	番号	件名		結果	備考
	議案第 36 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可	10 件
	議案第 37 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当 取下げ	6 件 1 件
	議案第 38 号	農用地利用集積計画 (利用権設定) について		決定	28 件
	議案第 39 号	農用地利用集積計画 (所有権移転) について		決定	1 件
	協議第 9 号	農業委員会だよりについて		済	-
	報告第 22 号	農地所有適格法人の報告について		済	3 件
	報告第 23 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について		済	3 件
	報告第 24 号	農地転用完了等の報告について		済	-
出席委員	農業委員	19 人	農地利用 最適化推進委員	7 人	
欠席委員	農業委員		0 人		
署名委員	10 番	奥野 智明	11 番	深町 守史	
事務局	局長	安武 一彦	係長	植木 功	
	主任	打上 佑脩	主事	野中 智仁	
	主事補	芳野 真宙	会計年度職員	市吉 英男	

農業委員出席状況（19名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	藤井 光生	○	11	深町 守史	○
2	高木 俊巳	○	12	吉原 文明	○
3	畠中 秀次郎	○	13	大庭 義則	○
4	谷口 一峰	○	14	岡松 美由紀	○
5	江藤 義弘	○	15	嶋田 百合子	○
6	田代 武巳	○	16	谷 義昭	○
7	畠中 五恵子	○	17	田中 一平	○
8	岡松 千恵子	○	18	淀川 貴浩	○
9	橋本 周	○	19	新開 剛	○
10	奥野 智明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（7名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	—	16	山本 眞二	—
2	信田 時治	—	17	安部 晴治	○
3	三村 宣裕	—	18	畑江 昭仁	—
4	肘井 義徳	—	19	田中 敏次	○
5	村上 謙一	—	20	松尾 重治	—
6	福間 増喜	—	21	右田 秀一	○
7	宮本 浩司	○	22	大塚 勝	—
8	大村 敏之	—	23	大庭 利行	—
9	柴田 直樹	—	24	多田 憲昭	—
10	入江 淳	—	25	有光 勇	—
11	山下 陽輔	—	26	花岡 昭治	—
12	大村 義美	○	27	新開 利一	—
13	秋山 眞子	○	28	瀬尾 正一	—
14	金子 隆浩	—	29	森田 輝巳	○
15	葛原 春美	—	30	高松 安幸	—

議案第 36 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted] [Redacted]	耕作面積 耕作者数	[Redacted] [Redacted]
譲渡人	[Redacted] [Redacted]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(7 番推進委員：宮本委員)</p> <p>当該農地は数年耕作されておらず、今後も農地の管理が難しいとのことで、譲渡人の親戚である譲受人へ売買相談があったとのことです。譲受人の世帯は近くの農地を耕作されており、また農業機械等も保有されておりますので、特に問題ないと思います。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 36 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted] [Redacted]		
譲受人	[Redacted] [Redacted]	耕作面積 耕作者数	[Redacted] [Redacted]
譲渡人	[Redacted] [Redacted]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(19 番推進委員：田中委員)</p> <p>当該農地は譲受人が購入する住宅に隣接する農地です。譲渡人から当該農地の管理耕作をお願いしたいとの相談があり、申請に至っております。譲受人は新規就農となりますが、農業機械などは譲渡人から譲ってもらうとのことです。また、作付については知人農家から教えてもらいながら、野菜などを栽培するとのことで特に問題ないと思います。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 36 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted] [Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積	[Redacted]

		耕作者数	
譲渡人			
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(17番農業委員：田中委員)</p> <p>葛原委員の代理で報告します。6月13日に譲受人の■■■■氏より説明を受けました。譲渡人と譲受人は親戚関係で以前より当該農地を小作していたそうです。今回、譲渡人から譲受人へ売買相談があり申請に至ったとのこと。また、■■■■氏は農機具も保有しているため、何ら問題ありません。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第36号第4項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
譲受人		耕作面積 耕作者数	
譲渡人			
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(17番推進委員：安部委員)</p> <p>当該農地は譲受人が居住する住宅の隣にある農地です。譲渡人は高齢であり、管理することが困難であるため、譲受人へ売買相談があり、申請に至ったとのこと。当該農地にはすでに栗の木が植わっており、譲受人は当該農地を管理していくために草刈機械を購入されております。特に問題ありません。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第36号第5項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
譲受人		耕作面積 耕作者数	
譲渡人			
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		

補足説明	なし
地区推進委員報告	(7 番推進委員：宮本委員) 当該農地は譲受人の世帯が利用権設定により耕作していた農地です。譲渡人は市外に居住しており、農地の管理が今後も難しいとのことで、譲受人へ管理耕作をお願いしたいとのことで売買相談があったとのことです。譲受人の世帯は当該地の隣接農地も耕作されており、機械等も保有しておりますので、特に問題ないと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 36 号第 6 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 36 号第 7 項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積 耕作者数	[Redacted]
譲渡人	[Redacted]		
備考	売買 議案第 36 号第 7 項と関連		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	[Redacted]		
地区推進委員報告	議案第 36 号第 7 項にて記載		
質疑・意見	[Redacted]		
審議結果	許可		

議案第 36 号第 7 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 36 号第 6 項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積 耕作者数	[Redacted]
譲渡人	[Redacted]		
備考	売買 議案第 31 号第 6 項と関連		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(17 番推進委員：安部委員) 譲受人は居住地の粕屋町に 3 反 4 畝程の農地を耕作されておまして、また 5 月に農地法第 3 条申請にて農地を取得されております。先立って許可を受け		

	た農地に隣接する農地となり、譲受人及び譲受人の代理人であります長井行政書士と地元生産組合との協議を行った上での申請となっております。農地の売買においては特に問題ないと思われます。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 36 号第 8 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積 耕作者数	[Redacted]
譲渡人	[Redacted]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(17 番推進委員：安部委員) 譲渡人より農地の管理・耕作をお願いしたいとのことで、売買相談があったとのことです。譲受人は農地を 14 町程耕作されており、農業機械等も保有しておりますので、特に問題ありません。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 36 号第 9 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積 耕作者数	[Redacted]
譲渡人	[Redacted]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(19 番推進委員：田中委員) 当該農地は譲受人が利用権設定を行い耕作していた農地です。譲渡人は市外に居住されており、農地の管理が困難であるため、今後も農地の管理・耕作をお願いしたいとのことで、売買の相談があったとのことです。譲受人は市内農地を 1 町 8 反程耕作されており、また農業機械等も保有されておりますので、特に問題ありません。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 36 号第 10 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(19 番推進委員：田中委員)</p> <p>当該農地は譲受人の耕作する農地の隣にあり、以前から譲受人が一体的に耕作していた農地です。今回、今後も農地の管理・耕作をお願いしたいとの相談があり、贈与での申請となったとのことです。譲受人は隣接農地を 4 反程耕作されており、農業機械も保有しておりますので、特に問題はないと思います。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 37 号第 1 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	1 種 (10ha 以上の連担) (集落接続)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	[REDACTED]		
備考	<p>売買</p> <p>令和 7 年 5 月 2 日付け飯塚市告示第 151 号にて農振農用地除外済み。</p>		
造成	最大 100cm 程度の盛土工。		
進入口	<p>南側道路より幅 6m の進入路を新設。</p> <p>進入路部分については、農業土木課へ占用申請済。</p>		
土留め	<p>北側及び南側の一部において、境界から 40cm の位置までセットバックを行い、CB 設置。</p> <p>東側及び南側の一部において、境界から 50cm の位置までセットバックを行い、CB 設置。</p> <p>西側において、法面土羽打ち。</p>		

工事計画期間	
水利同意	
第5条第2項各号	
補足説明	令和7年7月3日付で取下げ願いが提出されております。理由といたしましては、計画の内容に変更が生じたためです。
地区推進委員報告	
現地調査報告	
質疑・意見	
審議結果	取下げ

議案第37号第4項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
権利内容	所有権		
譲受人	[Redacted]	農地 区分	2種 (10ha未滿)
譲渡人	[Redacted]		
転用目的 施設の概要	資材置場		
備考	売買		
造成	最大1.0m程度の盛土工。		
進入口	東側市道から進入。		
土留め	北側においては市道へ投げかけ。南側一部においては隣接地へ擦り付け。西側においては、隣接地へ投げかけ。東側においては、市道へ擦り付け。		
被害防除	西側に高さ80cmのフェンスネットを設置。		
雨水排水	表面砂利敷仕上げのため、主に敷地内自然浸透。処理しきれない雨水については申請地内に設置する集水桝に向かって勾配をとり集水する。集水後は、東側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	無し		
工事計画期間	令和7年8月1日から令和8年3月31日まで		
水利同意	[Redacted]生産組合、[Redacted]生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	・申請地の北側、東側においては、自費施工により雨水排水管の接続を行う。 (筑穂支所 経済建設課へ承認申請済み)		
地区推進委員報告	(21番推進委員：右田委員) 6月17日に [Redacted] 氏より説明を受けました。転用目的は資材置場とのことです。資材置場に仕上げる際に10cm程の碎石を敷くとのこと		

	務局の説明通りの施工であれば、問題ないと思います。
現地調査報告	(15 番農業委員：嶋田委員) 昨日現地調査を行いました。申請地は近年宅地化が進んでいる地域でありました。その後、検討会を行いました。別段意見は出ておりません。計画図通りに施工がなされれば問題ないと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 37 号第 6 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	地上権		
借主	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
貸主	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	太陽光発電設備		
備考	地上権設定（賃借） 期間 30 年		
造成	現況を均す程度。		
進入口	南側市道から進入。		
土留め	特段の施工なし		
被害防除	全方位に高さ 1.2 メートルのフェンスを設置		
雨水排水	主に敷地内自然浸透。		
生活雑排水	無し		
工事計画期間	令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで		
水利同意	[REDACTED] 農事区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(29 番推進委員：森田委員) 6 月 20 日に譲受人の代理人である行政書士と現場立会を行いました。現地は非農地化が進んでいる農地で、譲渡人の [REDACTED] さんは昨年遺産相続されましたが、農機具もなく、耕作できない状態です。また譲受人の会社は、全国に太陽光発電設備を作り、自社の電気として利用しています。付近には大規模な太陽光設備が 2 箇所あり、今まで何ら問題も起こっておりません。後日、[REDACTED] の区長、農事区長、生産組合長、隣接者と譲受人の代理である行政書士と現場立会を行い、雨水排水などの協議を行いました。問題ありませんでした。事務局の説明通りに施工がなされれば、問題ないと思います。		

現地調査報告	(17 番農業委員：田中委員) 昨日現地調査を行い、その後検討会を行いました。検討会では別段意見は出ておらず、また地元の同意も得られておりますので、何ら問題ないと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 37 号第 7 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	2 種 (穂波支所からおおむね 500m 以内)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	特定建築条件付売買予定地 6 棟 382.56 m ²		
備考	売買 令和 7 年 6 月 16 日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大 80cm 程度の盛土工。		
進入口	南側市道より幅 6m の進入路を敷設。 進入路部分については、市に帰属。		
土留め	北側、東側及び西側において、コンクリートブロックを設置。 北側境界と水路の間において、自費施工による張りコンクリート舗装。 南側の一部において、道路中心線から 3.25m 及び道路中心線から 6.50m の位置までセットバックを行う。		
被害防除	特段の施工なし。(各区画購入者がフェンスを設置。)		
雨水排水	新設する進入路部分に函渠型側溝を敷設し、南側に新設する自由勾配側溝を経由後、南側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	各分譲地へ合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和 7 年 8 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(13 番推進委員：秋山委員) [REDACTED] 氏より説明を受けました。転用目的は特定建築条件付売買予定地とのことです。地元 [REDACTED] 生産組合の同意も得ておりますので、事務局の説明通りの施工であれば、問題ないと思います。		
現地調査報告	(19 番農業委員：新開委員)		

	7月9日に現地調査を行い、その後本庁にて検討会を行いました。別段意見もなく、地元■■■■生産組合の同意もあり、事務局の説明通り施工がなされれば問題ないと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第38号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田		62,414.00 m ²	
	畑		0.00 m ²	
	樹園地		0.00 m ²	
	採草放牧地		0.00 m ²	
	計		62,414.00 m ²	
作物別設定面積	水稲	(3年以下)	16,460.00 m ²	5件
		(6年以下)	23,297.00 m ²	14件
		(10年以下)	22,657.00 m ²	9件
		計	62,414.00 m ²	28件
	野菜	(3年以下)	0.00 m ²	0件
		(6年以下)	0.00 m ²	0件
		(10年以下)	0.00 m ²	0件
		計	0.00 m ²	0件
	計	(3年以下)	16,460.00 m ²	5件
		(6年以下)	23,297.00 m ²	14件
		(10年以下)	22,657.00 m ²	9件
		計	62,414.00 m ²	28件
第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第39号第1項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	福岡市中央区天神四丁目10番12号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	譲受人 耕作面積	—
譲渡人	■■■■	利用目的	水田として利用
		所有権の 移転時期	令和7年8月25日
譲受人	■■■■	譲受人 耕作面積	■■■■
譲渡人	福岡市中央区天神四丁目10番12号	利用目的	水田として利用

	公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	所有権の 移転時期	令和7年9月25日
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
第18条第3項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

協議第9号 農業委員会だよりについて

説明	令和7年4月1日より農業委員および農地利用最適化推進委員が新体制となりましたので、周知のため、農業委員会だより第9号を発行するものでございます。事前に送付している別紙につきましては案となります。ここからレイアウトなどを整え、農業委員会本庁・各支所及びJAなどを通じてお配りしていくことを予定しております。
質疑・意見	なし
結果	済

報告第22号第1項 農地所有適格法人の報告について

農地所有適格法人の名称	[REDACTED]
主たる事務所の所在地	[REDACTED]
代表者の氏名	[REDACTED]
代表者の住所	[REDACTED]
法人が所有し、又は所有権以外の使用及び収益する権利を有している農地	[REDACTED]
事業の状況	農畜産物名：米、大豆、麦、飼料用米 関連事業等名：農作物の生産・加工・販売、農作業受託
構成員数	[REDACTED]
業務執行役員数	[REDACTED]
要件の適否	適正
備考	無
結果	済

報告第22号第2項 農地所有適格法人の報告について

農地所有適格法人の名称	[REDACTED]
-------------	------------

借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年6月10日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年6月10日
結果	済		

報告第23号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年6月10日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年6月10日
結果	済		

報告第23号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年6月16日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年6月16日
結果	済		

報告第24号 農地転用完了等の報告について

①前月中に	
(1) 完了予定日を迎えた転用案件	
(2) 完了確認を行った転用案件	
(3) 現況証明書を交付した転用案件	
②今月中に	
(1) 完了予定日を迎える転用案件	
③前月中に	
(1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済

